

## 担い手経営展開支援リース事業（拡充） （担い手低コスト経営実践支援型）

【平成20年度 1次補正予算額：700,000千円】

### 対策のポイント

「担い手低コスト経営実践支援型」を拡充し、認定農業者や集落営農組織が、リース方式による省エネ型機械等の導入と併せて、簡易経営診断を受診し、その経営安定に向けた取組を実践する場合にリース料の一部を助成する。

#### （リースによる機械等の導入について）

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証（人）の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

#### <内容>

省エネ型農業機械・施設等をリースにより導入しようとする担い手（認定農業者・集落営農組織）が、①地域担い手育成総合支援協議会が行う簡易経営診断を受診した上で、②生産コストの縮減のための取組等を内容とする「経営安定計画」を策定する場合、リース料の一部を助成します。

#### 対象者及び要件

##### （1）認定農業者

- ① 担い手育成総合支援協議会等が行う簡易経営診断を受診していること
- ② ①の診断結果を踏まえて、生産コストの縮減、収入の増加のための取組等を内容とする「経営安定計画」を策定すること
- ③ 事業実施後、次年度決算を踏まえた簡易経営診断を受診すること
- ④ 青色申告、複式簿記記帳のいずれかを行っているか、又は行うことが確実と見込まれること
- ⑤ 導入する機械等が農業経営改善計画の達成に資するものであること
- ⑥ 受益者が複数以上であること、又は、地域の農業振興計画等との整合が図られていること

##### （2）集落営農組織

- ① 担い手育成総合支援協議会等が行う簡易経営診断を受診していること
- ② ①の診断結果を踏まえて、生産コストの縮減、収入の増加のための取組等を内容とする「経営安定計画」を策定すること
- ③ 事業実施後、次年度決算を踏まえた簡易経営診断を受診すること
- ④ 地区内の農用地の2／3以上について、農用地の利用集積を果たしていること
- ⑤ 水田・畑作経営所得安定対策に加入している、または、加入することが確実な組織であること
- ⑥ 生産調整を実施していること

## ○「経営安定計画」の内容

### ① 目標

「農業所得の維持又は増加」「収入の5%増加」「経費の5%低減」「燃油、肥料又は農薬使用量の10%低減」のうちいずれかを選択して記載

### ② 取組

目標達成のための行動計画を記載

## 対象施設

省エネ型農業機械・施設等

## 助成率

① 認定農業者：約12%以内（長期プライムレートと財政融資資金金利の関係により算定した助成率以内）

② 集落営農組織：1/4以内

【事業実施主体：民間団体】

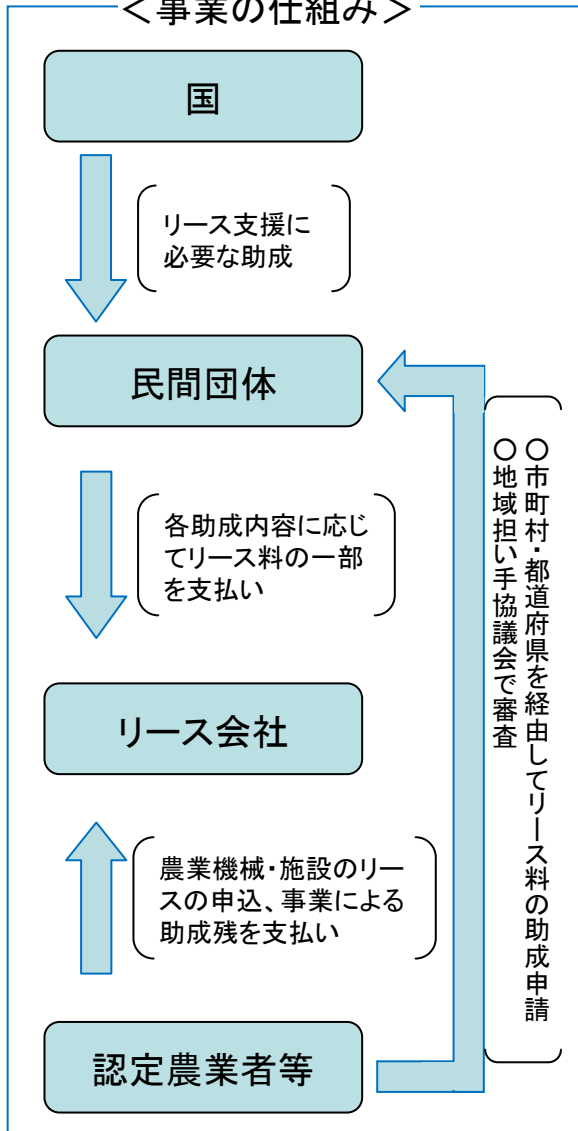
【補助率：定額（リース料の1/4以内等）】

【事業実施期間：平成20年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

# 担い手経営展開支援リース事業

## <事業の仕組み>



### 〇 認定農業者等支援型

- 〇 農業経営改善計画の達成に取り組む認定農業者等に対する支援
  - ・対象者: 認定農業者、新規就農者を受け入れる農業者
  - ・助成内容: リース料に助成係数を乗じた額以内  
(助成係数は、長プラと制度資金の金利差によって決定)



### 〇 地域貢献農業者支援特別型

#### 〇 一般タイプ

- 〇 地域内の農地の利用集積・団地化に寄与する農業者に対する支援
  - ・対象者: 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、農業サービス事業者
  - ・助成内容: リース料の1/4以内

#### 〇 集落営農緊急支援タイプ

- 〇 経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善に取り組む集落営農組織に対する支援
  - ・対象者: 特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織
  - ・助成内容: リース料の1/2以内

20年度  
1次補正

### 〇 担い手低コスト経営実践支援型(20年度1次補正)

- 〇 省エネ型農業用機械等の導入により経営の安定に取り組む担い手に対する支援
  - ・対象者及び助成内容
    - ① 認定農業者: リース料に助成係数を乗じた額以内(「認定農業者等支援型」と同水準)
    - ② 特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織: リース料の1/4以内
  - ※ 同支援型は、担い手育成総合支援協議会が行う簡易経営診断の受診が必要です。

## 担い手経営展開支援リース事業

【平成20年度2次補正予算額：1,000,000千円】

### 対策のポイント

新たに集落営農への発展を目指す事業体が、経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善を図るために必要な農業用機械等のリース料の一部を助成します。

#### (リースによる機械等の導入について)

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証（人）の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

#### <内容>

「地域貢献農業者支援特別型（集落営農緊急支援タイプ）」に都道府県知事特認を創設

集落営農緊急支援タイプの助成対象者は集落営農組織に限定されていますが、都道府県知事特認の創設により、集落営農の組織化へ向け体制の確立途中の組織や地域の多様な事業体についても、一定期間内に特定農業団体等へ発展することが確実に見込まれるものと都道府県知事が認めた場合には、同タイプの支援対象となります。

#### 対象者及び要件

特定農業団体等となり得ることが確実に見込まれるものと都道府県知事が認めた事業体で、以下①及び②の計画を策定

- ① 地域の実情に応じた農用地の利用集積目標等を内容とする計画
- ② 担い手への発展計画を主とした内容とする計画

#### 助成率

リース料の1/2以内（上限500万円）

#### 都道府県知事による主な特認事項

	集落営農緊急支援タイプ	都道府県知事の特認事項
対象者	集落営農組織（特定農業法人、特定農業団体、特定農業団体に準ずる組織）に限定	都道府県知事が特定農業団体等へ発展することが確実に見込まれると認めた事業体（生産組織、農業サービス事業体等）を対象
利用集積の目標面積	「10ha以上」又は「地域内の農用地の2/3以上」	地域の実情に応じて、都道府県知事が認める利用集積の目標面積

【事業実施主体：民間団体】

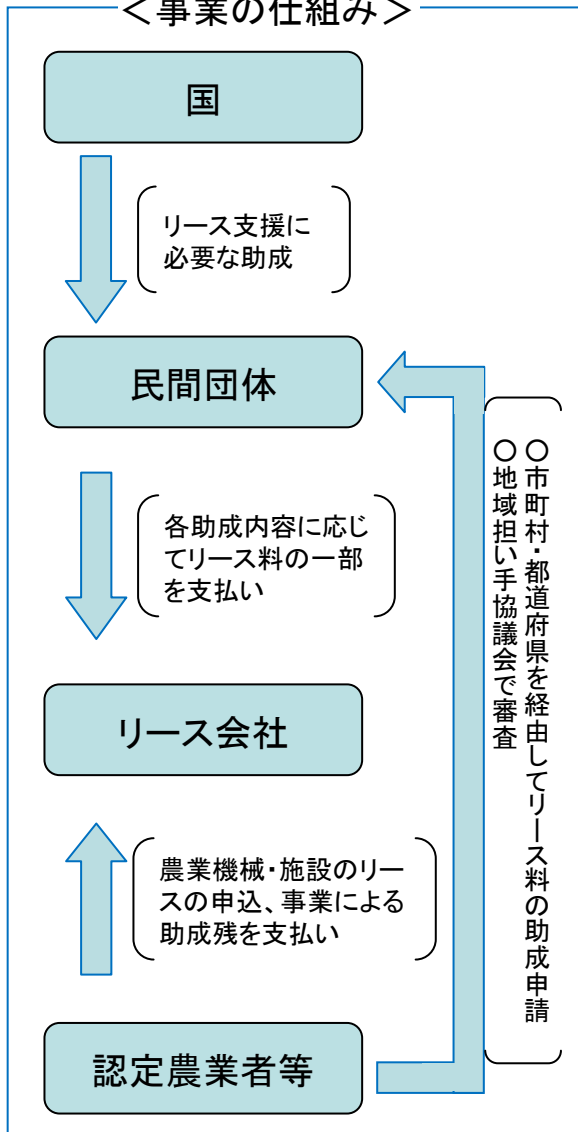
【補助率：定額（リース料の1/2以内）】

【事業実施期間：平成20年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

# 担い手経営展開支援リース事業

## <事業の仕組み>



### 〇 認定農業者等支援型

- 〇 農業経営改善計画の達成に取り組む認定農業者等に対する支援
  - ・対象者: 認定農業者、新規就農者を受け入れる農業者
  - ・助成内容: リース料に助成係数を乗じた額以内  
(助成係数は、長プラと制度資金の金利差によって決定)



### 〇 地域貢献農業者支援特別型

#### 〇 一般タイプ

- 〇 地域内の農地の利用集積・団地化に寄与する農業者に対する支援
  - ・対象者: 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、農業サービス事業者
  - ・助成内容: リース料の1/4以内

#### 〇 集落営農緊急支援タイプ

- 〇 経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善に取り組む集落営農組織に対する支援
  - ・対象者: 特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織
  - ・助成内容: リース料の1/2以内

20年度  
2次補正

### 〇 都道府県知事による特認の創設(20年度2次補正)

- 〇 集落営農の組織化に向けた体制の確立途中にある組織や地域農業の多様な事業主体が新たな担い手となることを目指す場合に本事業の対象とする。

### 〇 担い手低コスト経営実践支援型(20年度1次補正)

- 〇 省エネ型農業用機械等の導入により経営の安定に取り組む担い手に対する支援
  - ・対象者及び助成内容
    - ① 認定農業者: リース料に助成係数を乗じた額以内(「認定農業者等支援型」と同水準)
    - ② 特定農業法人、特定農業団体、経営の実体を有する集落営農組織: リース料の1/4以内
  - ※ 同支援型は、担い手育成総合支援協議会が行う簡易経営診断の受診が必要です。